

児童養護施設に求められる新たな役割 ——虐待への対応について——

徳 岡 博 巳

はじめに

児童虐待問題が社会問題化し、その影響が深刻で、早急に取り組むべき社会全体の課題であるとの認識から、児童虐待防止法（2000）が成立した。そして、その附則で「法律の施行後3年を目途とした見直しの検討」を求めている。今後の「児童虐待防止」に向かた対応のあり方を検討するため、2002年12月に児童部会の下に「児童虐待の防止等に関する専門委員会」を設置し、2003年6月に報告書を取りまとめた。また、それを受けた形で開かれた「社会的養護のあり方に関する専門委員会」の報告書が2003年10月に出された。その中で、基本的な考え方として、児童養護施設には、以下の3点が求められている。

- ①虐待を受けた子どもが安全で安心できる生活を保障すること。
- ②適切なケアや治療を提供することにより、健全な発達と自立を促すこと。
- ③親への適切な指導・支援を通じた家族再統合や家族の養育機能の再生・強化。

「安全で安心できる生活の保障」は、従来から児童養護施設が家庭に代わる代替機能として追求してきたことである。さらには「安全で安心のできる生活の保障」のみならず、子どもの健全な発達と自立のために治療的機能が求められてきたということである。また、近年の虐待相談の増加に伴い、家族支援の重要性が求められているのである。

2 (徳岡)

一方で、虐待事件は増加の一途で、新聞に載らない日は無いというほど社会現象となってしまった。虐待ケースで親子分離が必要だと判断された場合、子どもは児童養護施設への入所となる。事実上、重度な虐待問題への対応が児童養護施設に求められているのである。本研究では、虐待とは何か、虐待が子どもにどのような影響を与えるのか、児童養護施設が虐待ケースに対応するためには何が必要か、何ができるのかを考察していきたい。

第1章 虐待とは何か

虐待という概念を最初に提唱したのは、1960年代のアメリカの小児科医であるケンプであった。以来、数多くの研究者や臨床家たちが関心を向け始めた。この時代の研究家たちの視点は、虐待性人格障害とか虐待性精神病といった、一般の人たちには関係のない、特別な問題を抱えた、特殊な親が、子どもに対して暴力を振るうのだろうというものもあった。結果的にわかったことは、さまざまな要因があるということであり、特殊な病的な問題があるということではなかった。

第1節 虐待の定義

「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、虐待防止法という)の第2条に以下のように虐待の定義がなされている。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第一の身体的虐待とは、外傷としては打撲傷・あざ（内出血）・骨折・頭部外傷・刺傷・たばこによる火傷などであり、具体的には、首を絞める・殴る・蹴る・投げ落とす・熱湯をかける・布団蒸しにする・溺れさせる・逆さ吊りにする・異物をのませる・食事を与えない・冬戸外にしめだす・縄などにより一室に拘束するなど、が挙げられる。

また、第二の性的虐待とは、子どもへの性交・性的暴力、性的行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するというものが挙げられる。

第三のネグレクト（保護の怠慢や拒否）としては、子どもの健康・安全への配慮を怠っている、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない、食事・衣服・住居などが極端に不適切で、健康状態を損なう程の無関心・保護の怠慢などが挙げられており、具体的には、家に閉じ込める（子どもの意思に反して学校等に登校させない）重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま、たびたび外出する、乳幼児を車の中に放置する、愛情遮断、適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなどが相当する。

第四の精神的虐待については、言葉による脅かし、脅迫、子どもを無視する、拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、子どもの自尊心を傷つけるような言動、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする、といったものである。

第2節 虐待の重症度判定基準

虐待の重症度は、生命の危険や医療の必要性などから判断し、重度・中度・軽度などに分類することが多い。これらは明確な境界があるわけではなく、連続したものであるため、また、子どもの発達段階により危険度は異なる。

4 (徳岡)

るため、判断は難しい。ここでは、一般的に使用されている判定基準の一例を示すこととする。

1) 生命の危険あり

子どもの生命に危険がある状態であり、身体的暴力によって、生命の危険がある外傷を負っている。あるいは、そのような外傷を受ける危険性が高い。また、ネグレクトによる死亡の可能性が高いと考えられるケースである。

2) 重度

今すぐには生命の危険はないと感じられるが、現に子どもの健康や成長発達に重要な影響が生じている、あるいは生じる可能性がある。子どもを保護するため、介入が必要である。

3) 中度

今は入院を必要とする程の外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧される。介入がなければ、自然的な改善の可能性は低い。

4) 軽度

時折身体的虐待を受けているが、社会集団には参加している・虐待の自覚があり援助を受けているが虐待行為は継続している。

一般的には、中度以上が介入が必要とされ、安全性が憂慮される場合は親子分離措置がとられることが多い。また、軽度ケースは在宅支援が中心となるが、重度化しないための施策は不十分といわざるを得ない。

第2章 虐待が与える子どもへの影響

第1節 身体的影響

虐待場面のように、精神の安定がうまく保たれていない状態は子どもにとって大きなストレスを起こす。そのため精神的、情緒的に心に障害を残す。それだけでなく身体的にも成長の抑制がおこる。これを愛情遮断症候群（愛情遮断性小人症）という。愛情遮断は、親が子どもを無視したり面倒を見ないなどの消極的な場合と、いじめたり暴力を加えるという積極的な場合があ

り、後者は被虐待児症候群と呼ばれるが、必ずしも分けることができず、オーバラップした概念としてとらえられている。愛情遮断症候群の子どもは、食欲が旺盛で盗食や残飯を食べたりなどの行動が見られるにもかかわらず身長も体重も増加せず、入院などで親子を分離し環境を変えると正常な発達をする。親子関係を矯正することが治療の基本になるが、母親に元々子どもに対する愛情が無い場合が多いため、家庭に返すとまた成長障害が見られることが多く、階段状の成長曲線を示す。いわゆるキャッチ・アップ・グロース現象が起こるというのが特徴的である。

第2節 知的・認知的発達への影響

頭部への身体的暴力による中枢神経系の障害や環境要因による、中枢神経の発達、成熟の遅れ、脳波異常などが見られる場合が多いが、共通するものは「自己に対する認知の歪み」と「他者に対する認知の歪み」であろう。

1) 自己に対する認知の歪み

虐待をする親は加害行為を行う時、「おまえが悪いから～するのだ」というメッセージを送る。子どもにとって『親』は絶対的な存在であり、特に幼児期から小学生頃までの子どもは顕著であるが、自分は虐待を受けて当然など「悪い子ども」だと考えてしまいがちである。つまり自己肯定感が極端に低くなる傾向が見られる。この感覚は、子どもが思春期を迎える時期になると、「いつも自分が被害を受ける」といった強い被害感へと変化するのである。

2) 他者に対する認知の歪み

自分を守ってくれるはずの『親』からの暴力は、子どもにとってどのように感じるのだろうか。一番に自分のことを守ってくれるはずの『親』でさえ暴力を振るうのだから、知らない他者は、「もっとひどい暴力を振るうに違いない」と考えてしまう。思春期を迎え、被害感が強くなると同時に、社会に対しての「怒り」を内在化させることになる。

自己認知の歪みと他者認知の歪みは、ともに安心感の欠如であり、社会に

6 （徳岡）

対する怒りの反応といえるだろう。少年の非行と虐待の相関関係は高いといえる。

第3節 行動、情緒、性格形成への影響

1) 対人関係

対人関係での問題行動としては、「愛着関係の障害」と「虐待的人間関係の再現」ということが一般的に言われている。愛着関係の障害には、幼児期から小学校低学年期によく見られる、誰彼なしに、見せ掛けの愛着を示す傾向、すなわち「無差別的愛着傾向」と、思春期以降に特徴的に見られる、表面的には上手く隠われているように見られるが、一定以上に親密な関係ができるにくい「親密な人間関係の障害」がある。このことは、成人に達した後に関係性の障害として表出される。虐待者が被虐待者であったことは、多くの事例からわかっていることであるが、虐待の重症度をレベルアップさせる要因としての社会的孤立と、関係性の障害は無関係ではないであろう。また、虐待的人間関係の再現傾向は、特に、自分にとって保護者・養育的立場にある大人（例えば施設のケアワーカー）に対して挑発的な態度や言動を示することで、その大人から怒りや暴力的な行為を引き出してしまうということである。その結果として、両者の関係が虐待的な色彩を帯びたものとなる傾向があることを意味している。

2) 感情コントロールの障害

幼児期の子どもは、泣いたり、笑ったり、怒ったりとさまざまな感情を出す機会がある。「感情を出す」機会とは、同時に感情を抑える機会でもある。もちろん上手く感情コントロールができないことは多いのであるが、そのこと自体が、子どもにとって、感情をコントロールする練習場面でもある。しかし、虐待が起こっている環境というのは、そういう感情を子どもが表出すれば、いきなり暴力が飛んでくるという環境であり、子どもは極力感情を出さないようにしてしまうのである。すなわち、子どもの「感情調整機能」の発達のための機会が失われているということである。感情コントロール機能

を身に付けないまま成長をした子どもは、怒りの感情が生まれたとき、それをコントロールできない、或いはできにくくなる。前記の「社会に対する怒り」と、この感情コントロール機能の障害は些細なことがきっかけで激しい怒りを生じたとき爆発的で破壊的な行動を起こしやすくなるということを意味している。また、自己肯定感が持ちにくいため、自傷行為など自己破壊的な行動が見られることもある。

3) 暴力などの問題行動

虐待場面の特徴は、子どもが問題を起こした時に暴力で解決を図るということである。暴力を振るわれることで問題解決を図ってきた子どもは、問題解決の方法として暴力を使うことを学習している。その結果として、自分が問題解決をしなければならない場面で暴力を使うという傾向が見られる。特に、相手が、自分より弱い子どもであった場合に、顕著に見られる。

4) 依存症傾向

そもそも、親子関係とは子どもの親への物理的・精神的依存からスタートする。成長するに従い、子どもの依存対象や依存の質が変化し、自立していくのである。虐待の親子関係の場合、子どもは親への依存が困難になるため、依存対象や愛着対象を失うことになる。依存対象や愛着対象を失った子どもの「不安感」や「空虚感」は、依存・愛着の対象として、親の代わりに物質に対する依存を起こしやすい。依存症状としては、薬物依存・アルコール依存・愛情依存などが顕著である。

以上、虐待の子どもへの影響を考えてきたが、共通する点は自己に対する評価の低さ、と社会に対する安心感の欠如、社会に対する怒りの感情の内在化、といえるだろう。

第3章 虐待への対応

第1節 子どもにとって親とは

子どもにとって、「親」とはどういう存在なのだろうか。児童養護施設で親とはなれて生活をしている子どもにとって「親」とは何か。ある児童養護

施設出身者（当時20代前半）がこういう話を聞かせてくれた。

「俺には、父親しかいない。母親のことは記憶はない。父親という人は、自己中心的な人で、約束は平気で破るし、子どもを自分の都合のために利用することしか考えていないような人やった。うそつきでええかげんな男やつた。そんな父親やつたけど、自分が頼れる人間は、この人だけや。そう考えていた。一方、施設の先生は、正しいことを言ってくれるし、信頼もできた。それでも頼ってはいけない人。頼ってよいのは、このだらしない父親だけや。そう思っていた。こんな親いらない、と思うようになったのは中学生になってからやった。今では、街であっても知らん顔して通り過ぎるやろうな」

この話からも言えることは、幼児期・小学校期の子どもにとって親とは、その親が正しいかどうかではなく、信頼できるか信頼できないかでもなく、唯一頼ってよい存在と考えているといえるだろう。また、この時期の親子関係はその後の親子関係にも大きく影響しているということがわかる。乳幼児期、子どもは親に守られて育つことを願っている。守られないで育った子どもは、親に対して不信・不満・不安・怒りといった感情を持つが、その感情を隠して生活する、或いは、その感情を理解できないで生活している。思春期になり、子どもはその感情を表に出せるようになる。親に対する「不満・怒り」は積極的な反社会的行動として、家庭内暴力や非行等の問題行動を起こさせる。また、消極的な非社会的な行動としては引きこもりや万引き、夜間徘徊、家出などの問題行動を引き起こしたりする。一方で、子どもにとっての「親」という存在は「社会」であり、その「怒り」「恐怖」は社会にも向けられ、犯罪へと繋がるケースも見られる。社会に対する「怒り」の感情を解消するためには、親に対する「怒り」「恐怖」の感情を解消すること、すなわち、親子関係の修復がなされなければならないといえる。

第2節 児童養護施設から見える虐待の変化

児童相談所における、虐待に関する相談処理件数をみてみると、平成16年度は33,408件となり、平成2年度の1001件と比較すると、実に33倍に膨れ上

がっている。これは何を意味しているのだろうか？虐待が社会現象となり、一般化した結果、虐待相談件数が増えたということもあるであろう。しかし、それだけであろうか。

児童養護施設の措置ケースは多問題ケースである。家族がリスクを抱えたとき、そのストレスは一番弱いところに向かい、児童虐待が起こっているケースが多いといえる。そういう意味では、児童養護施設には以前から虐待ケースは多く、都市部の児童養護施設では入所ケースの70%が虐待ケースと言われていた。

児童相談所では、措置をしやすくするために、つまり、親の同意を得やすくするために、虐待には触れずに他の問題、例えば借金などの経済的な問題を措置理由として措置を行ってきたという経過がある。

しかし、最近の虐待ケースを見たときに、同じ虐待ケースであっても、質の変化が起こっているように思える。以前の虐待ケースは家族がリスクを抱えたところから、あるいは家庭崩壊が起った後、虐待が始まっているのが普通であった。最近の虐待ケースは、子どもが生まれた時から虐待がスタートしており、家族がリスクを抱えることにより、その虐待がエスカレートしているという傾向が見られるようになって来た。過去の例では、児童養護施設は子どもを預かり、衣食住を提供する。親は子どもに手をかけなくてよい代わりに、その余力を自分の問題解決に向ける。そして問題解決すれば、親子の再統合が実現する。児童養護施設は親に対して具体的な支援をする必要はなかった。最近の例では、親の抱えている問題とは別に、元々親子関係に問題があるわけだから、児童養護施設が子どもを預かって、親が問題を解決しても、親子関係における虐待関係は残っており、親子の再統合には至らないということである。親の抱えている問題とは別に、親子関係の修復というプログラムが必要になってきたということである。

家族支援についての具体策については、最近になって、各行政機関は家族支援マニュアルをつくるなど、家族支援の必要性が認識されてきてはいるものの、実践の場では、あまり進んでいないというのが実情である。これには

理由がある。児童養護施設では、親子分離をしており、親の強制引取りなどの問題は起こっても、最低限の子どもの安全については確保できているからである。親子関係の再構築をするのも、一定の親の抱えている問題が解決されてからというように、時間をかけることができるわけである。もちろん、親子関係の修復を図るためにも、子どもが、より親を必要とする時期、すなわち、幼児期から小学校前半期ぐらいまでに行われなければならない。思春期を迎える頃になると、親子関係の修復は困難であるため、より積極的に家族支援に乗り出さなくてはならなくなっているのだが、具体的な方法を模索中というところであろう。

この家族支援という問題は、実は、施設だけの問題ではなく、在宅ケースにとっては、さらに緊急の課題となるのであろう。子どもたちは在宅で生活しているわけであるから、児童養護施設のように時間をかけて親がその気になってから、などといっておれないのではないか。さらに、親子分離が与える子ども・親へのデメリット部分を考えると、在宅で親子関係の修復ができるならば、それに勝るものはないということである。

第3節 虐待をする親の特徴

2003年2月に愛知県が発行した「被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル」を参考に虐待をする親を分類化してみる。

1) 育児不安型

育児不安がベースにあって暴力が生ずるタイプ。背後に家族からの育児協力が得られていない（と感じている）ことがあげられ、社会的・精神的孤立傾向が見られることも少なくない。

2) 完全主義的養育型

何事も完璧に行おうとする傾向が強く、子育てを完璧に行うことを行おうとする子どもに対して、怒りを持ち、攻撃してしまう。

3) 愛情欠如型

子どもへの嫌悪感、子どもの甘えへの拒否感を示すタイプ。「子どもがか

わいいとは思えない」「子どもは汚くて嫌い」という気持ちを持っている。

4) 衝動コントロール欠如型

暴力的な衝動に対するコントロールが、子どもに対してのみならず全般的に不足しており、暴力的な行動化が、家庭内にとどまらず、さまざまな人間関係に認められるタイプ。DVの父親が多い。

5) 未熟型

子どもが子どもを産んだという表現が当てはまるタイプ。若年結婚、若年出産が見られ、「遊びたい」「自由気ままに過ごしたい」「甘えたい」などの気持ちを持つ。

6) 人格障害型

他の人と安定した関係を継続的に持つことができず、周囲の人を巻き込んでのトラブルを頻発させる、いわゆる境界型の人格障害を代表としたタイプ。このタイプの中には、自分自身が過去に被虐待体験を持つ場合が多い。

7) 精神障害型

統合失調症、気分障害、アルコール依存症、不安障害など、精神化治療を行っている、もしくは必要なケース。

8) 知的障害型及び多子貧困型

知的発達に問題があったり、多子貧困の場合は、育児だけでなく、家事全般にわたって援助が必要になる場合が多い。にもかかわらず、援助が受けられないなつたりする場合、虐待が発生するケースがある。

9) 混合型、その他

上のどこにも該当しにくいもの、あるいは、いくつかのタイプが混合したもの。

これらの9つのタイプに分類することができるが、それらに共通する、いくつかのキーワードが存在する。それは、「安心感の欠如」「自尊心の崩壊」「悪い親のイメージ」である。虐待をしているのではないか、という社会の目は厳しく、絶えず批判にさらされているという被害意識、さらには虐待者自身が社会に対して不安感を持っていたり、不適切な支援（助けてやるのだか

ら、私の言う通りにしなさい等)を体験していたり、虐待を特別な人が行う特別な出来事という概念から「自分が虐待をする特別な人間ではない」「これは虐待ではない、娘だ」など虐待を認められないケースが多い。そのため「私と子どものことをとやかく言われたくない」と援助を拒否する場合も少なくない。

第4節 虐待する親への対応の留意点

私たちは、それが衝撃的であればあるほど、その部分ばかりに、目がむいてしまう。一部が強調されるあまりに、全体が見えていないことがよくある。虐待事例というのは、まさにその典型であろう。「鬼母」などのマスコミ表現はそういう私たちを刺激する。ところが、虐待をする親は一面であり、それがすべてではない。実際の母親は、「鬼母」ばかりではなく、子どもに優しい一面も持ち合わせており、子どもはそういう親をも知っている。保育園でお迎えの時間に不安定になる子どもも、学校の下校時間になつても帰りたがらない子どもがいる。そんな時、私たちは「あんな家に帰りたがらないのも無理はない。あんな親なのだから……」と考えてしまいがちである。そして、「あんな親に育てられるぐらいなら、いつそのこと施設にでも入ったほうが子どもにとって幸せではないか。あんなに怒鳴られたり怒られたりしないだろうし、食事も衣服もちゃんとしてくれるのじゃないの」と考えるのである。しかしながら、子どもの本当の願いは、「あの恐いお母ちゃんが優しいお母ちゃんに変わってほしい」ではなかろうか。ただ単に批判し、断罪するだけでは、虐待という問題の解決にはならないことは言うまでもない。虐待ケースへの対応は、親と子どもを分離することを目的とするのではない。もちろん、安全を確保するために、一時的に親子を分離することは必要なケースもある。しかし、親子分離の目的は親子の関係を修復し、再統合するための手段であるということを明確にしなければならない。

1) 施設入所時の親の心情

措置とは、児童相談所(行政)が4つの側面から調査・診断(社会診断・生

活診断・心理診断・医学診断)を行ない、措置判定会議(援助方針会議)で施設入所が適当と判定されたケースが、親の同意を得て(得られない場合、28条、すなわち家庭裁判所の「一時的親権剥奪」という審判を持って)施設入所することである。親にとって、児童相談所は、可愛いわが子を奪ったところであり、児童養護施設は自分の家庭よりも良い所であり、施設職員は自分より良い親ということになる。親は児童相談所にも、児童養護施設にも、敷居の高さを感じ、行きにくい場所となる。元々、入所前には家族は最悪の状態であり、世間からの無言の冷たい批判メッセージを感じている点や、その人自身が抱えている問題(例えば、被虐待体験を持っている等)などから、親自身が社会に対する安心感が持てていない状態になっている場合が多い。キーワードは「安心感の欠如」である。

2) 開き直る親

それでも子どもに会うことを願う親は、「自分は悪い親だ。それがどうした」と開き直るしか方法がないのである。人間の行動を促がすエネルギーは感情である。よく喜怒哀楽という言葉が使われるが、四つの感情の中で一番行動エネルギーの強い感情は「怒り」である。親は施設の悪いところを見つけて、「怒り」のエネルギーを使って児童養護施設に来なければならなくなるのである。つまり、施設の抱える問題点(例えば、職員の応対が悪いとか、建物が汚い等々)を見つけて、その不満や不平をぶつけるために施設に来院する、ということになる。児童養護施設は、そんな親を「恐い親」「悪い親」「問題の親」という感覚で捉えてしまい、「あなたは失格親でしょ。文句言いいなさんな」「そんなに言うなら、自分で育てなさいよ」というメッセージを非言語で伝えてしまう。親はそんなネガティブなメッセージに敏感であり、施設がさらに行きにくい所となり、ますます「悪い所」を見つけて「怒りのパワー」を増幅させなければならなくなる。

3) 無気力になってしまう親

開き直る親は、問題はあっても児童養護施設との接点が確保されているので、まだ支援の方法があるといえる。無気力になっている親へのケアは、よ

り深刻といえるだろう。「自分なんていないほうが、子どもにとっては幸せなのだ」と自分の存在価値を失っているケースである。当然施設には来ることが出来なくなる。そんな親が、子どものことをあきらめて、生きる喜びを見つけようものなら（例えば、新しい彼氏ができた）、子どもを放って置いて、自分だけが楽をしている「ひどい親」、「無責任な親」という事になる。いずれにしろ、児童養護施設とは疎遠になり、子どもともかかわりが薄くなる。子どもは、親がいるのに孤児になってしまう。

第5節 家族支援のあり方

1) 面接段階における家族支援のあり方

面接段階で、施設入所が親子を分離することを目的にしているのではなく、親子関係を修復し、再統合することを目的にしていることを明確にしなければならない。そのためのプロセスとして、以下の点を指摘しておきたい。

①子育ての大変さの理解

「子育てはそんなに簡単なことではない。多くの場合、夫婦間での協力や親族・身内の協力を得て子育てをしている。あなたの場合、それが見込めない状況にある。だから施設の力を借りて子育てをしても良いのだ」「子どもの抱えている問題は、親だけの力では支えきれない。そんな時、第三者の力をうまく利用するのも、親が親であるためには必要なことなのだ」「あなたの抱えている問題は、子育てと両立しながら解決していくことは困難である。あなたが問題を解決するために、私たちは子どもを預かるのです。あなたから子どもを取り上げるのではありません。その間、子どもに向けるエネルギーは最小限にして、あなたの問題解決を優先してやりましょう」というメッセージを伝え、保護者の不安を受け止めることがポイントである。

②共感関係を大切に

子育てを通して感じる、喜びや怒りや不安を保護者と共有できるのは、児童養護施設が持つ特徴である。保護者が子育てに感じる怒りや不安に

共感し、喜びを共有する事が出来たならば、私たちは親の心情を聞き出す事が出来るだろう。虐待をする親であっても、共感できる部分が見つかれば、私たちはその親を「悪い親」としてではなく、「間違っている部分もあるけれど、良いところもある親」として観ることができる。この思いは、言語的なコミュニケーションよりも非言語的なコミュニケーションによって親に伝わるであろう。共感関係ができることにより、親も施設職員の話に耳を傾けることができる所以である。

③安心感が持てる関わり

子育ての間違いを指摘するだけでは、親は自己肯定してしまうため、防衛的にならざるを得ない。間違った方向に進んでいることは、誰よりも親自身が気づいている。私たちは、親自身がそうならざるを得なかつた事情に対して、共感的理解をしつつ、同時に、その解決のための方向性を探る。何よりも、親として出来ている部分や努力している部分を探すための話し合いをする。

④虐待の認知

批判されない状況であることを親が認識する、つまり安心感をもてれば、そして、親自身の自尊感情がもてるならば、親は自分のしてきた過ちや、過去の生い立ちの振り返りをすることが出来る。自分の出来ていることと出来ていないこと、間違っているところを、他人に指摘されて認識するのではなく、自らで気づくことが大事である。また、それを改めるための道筋を親とファミリーソーシャルワーカーが一緒に考え、複数の選択肢の中から、親自身が方向性を決定する。

2) 居室導入段階における家族支援のあり方

入所後、親の面接段階から、親と子どもが出会う段階に移行する際、特に子どもが幼児期の場合は、子どもの居室への導入を図る。親を居室導入する場合、施設職員から「居室に入っても良いのですか」「面会のある子どもは良いけれど、親の来ない子どもがかわいそうではないですか」等の反応が返ってくる。しかし、虐待ケースの場合、親と子どもが加害・被害の関係にな

っていることが多く、親子だけの面会は、子どもに緊張感を持たせてしまう。子どもの緊張感を感じ取った親は、そこで子どもに対しての「怒り」の感情を出してしまう。さらには、施設職員に対して子どもが安心感を持って接している姿を見せ付けられると、親の自尊心はさらに傷付く事になる。「良い親のイメージ」が「悪い親のイメージ」へと転換してしまうことになる。子どもがさまざまな人に対して愛着を示すことは、決して悪いことではない、という実感を親が持てるためにはもう少し時間がかかる。最初の面接段階で、親に、それを求めるることは、親の側から言えば、頭ではわかっているのだけれど心では理解できない、状態になってしまう。また、親に対しては、「あなたのお子さんはA君だけど、同じ部屋にはBちゃんもCさんもいる。あなたはBちゃんやCさんを親戚の子どもだと思ってかかわって欲しい」とのメッセージを伝える。これによって、他児の「羨ましい」という気持ちはやわらぎ、親はそのかかわりの中で、母性を育てることができる。前記したように、虐待は親と子どもが加害と被害の関係になっており、そのことが子どもの行動に影響するわけであるが、他児はそういう意味で親に対して被害意識がない。「良い親のイメージ」でかかわる事ができ、親も面接段階で持つことができた「良い親のイメージ」で優しい親としてかかわる事が出来る。他児が甘える姿を見て、その子は親が「優しい親」に変わったという実感を持っているのである。また、居室では職員が、「父性」の役割を担っている為、親は「母性」でのかかわりができるのである。親は、母性を育てると同時に、子育てのノウハウを獲得する。このプロセスは、実習生が子育てのノウハウを学習する過程に似ており、職員は実習生にかかわるように、親にかかわることが重要である。

3) 外出・外泊段階における家族支援のあり方

子育てには「父性」と「母性」の役割分担がある。「父性」とは、「何が正しくて何が間違っているかを判断する役割」すなわち、白黒を明確にする役割である。一方「母性」とは「優しく受容する役割」すなわち、白黒を曖昧にする役割である。父性と母性は相矛盾する役割であり、子育てには両面が

必要である。子育てをするリスクの一つは、この相矛盾する役割を養育するものが一人で背負うことにあるといえる。施設内での出会いの段階では、施設職員が父性の役割を担うため、親は母性のかかわりだけで良いが、外出外泊になると、父性と母性の役割を背負わなければならなくなる。当然外出・外泊段階では「困ること、戸惑うこと」が生じる。同時に喜びや楽しみや感動を経験する。「困っても良いのだ。その時は職員に相談しよう」子育ての喜びや感動と同時に困った事も、職員と共有する事が重要である。

4) 家庭引き取り後のアフターケア

外出・外泊段階を経て、家族再統合が実現したとしても、家庭引き取りは最終ゴールではない。児童養護施設をベースに、外泊等での子どもとのかかわりと、引き取り後の日常的なかかわりでは違いがある。引き取り直前の段階では、家庭環境に子どもが適応する過程での問題や行動についての検討を行う。家族が再統合後の予測される諸問題について、どこに相談に行けば良いか等の確認が必要となる。また、引き取り後、子どもが家庭生活に適応するまでの期間は、子どもにとっても保護者にとっても戸惑いや不安を感じる時期であり、その間をこまめなフォローアップできる体制を取ることも重要なポイントであろう。ショートステイ制度をレスパイトケアとして活用することも有効な手段となる。

第6節 他機関との連携について

親の問題を考えるとき、経済的・精神的・関係性の問題に分類される。経済的問題とは借金、生活費等で、生活保護、生活支援費貸付等、福祉事務所との連携が不可欠である。またケースによっては破産宣告等が出る場合もあり、弁護士との協力関係も必要となってくる。精神的な病気では、境界例の人格障害や神経症、その他一般的な病気の問題も含め、精神科医との協力関係が大事であろう。また、夫婦の不和、家族・地域の人間関係、学校との関係等対人関係性の問題では、施設でのカウンセリング的な関わりが有効である。

む す び

「私は福祉の世話にはなりたくありません。そりゃ助けてくださる事には感謝します。でも、その後が大変なのです。『これだけしてやったのだから、子どものために、良い親にならなければならないよ』って言われるでしょ。そんな期待をされるぐらいなら、助けは要らない。一人でやったほうが気楽で良いです」「良い親になりたくても、どうしたら良い親になれるのかわからないし、いつも、いつも、これで良いのか、と不安でしょうがないんです。そんな時、子どもが言うことを聞いてくれなかつたら、腹が立って、頭の中では『こんな事をしたらダメや。止めろ』って言つてゐるのに、でも手が止まらないのです」「人に助けてもらつたら、自分が惨めになつてしまふんです。私なんて居ないほうがいいんじゃないいか。この子の為には、自分は死んだほうが良いのでは」

これらは、施設利用者の声である。私たちは、知らず知らずのうちに、善意の押し付けをしていたのではないだろうか、良かれと思って言った事が、利用者にとってプレッシャーとなり、良い親にならなければと思えば思うほど、結果としては悪い親にならざるを得なかつたのでは……。

2004年4月より、児童養護施設にはファミリーソーシャルワーカー（家族支援専門相談員、以下FSW）が常勤配置された。FSWの第1の役割としては、親と職員の関係性のコーディネートということであろう。親が子どもにとって良い方向をむいている時、子ども担当職員は、親を迎えることができる。しかし、例えば虐待ケースのように、親が子どもにとって加害者となっている場合、親は子どもにとって悪い方向をむいている。こういうとき、担当職員は、当然ながら、子どもを守る立場に立ち、親と対立した関係になる。こういう場面で、FSWは親の立場に立ちながら、親の言い分も含めて、親が子どもにとって良い方向に修正する。FSWの第2の役割は、家族の抱えている問題を見抜く力といえるだろう。親の抱えている問題を明確にし、安全面などの、短期的に解決しなければならない問題と、親子関係の修復や

病気の治療などといった時間をかけて長期的に解決していく問題を明確にする力が要求される。家族の抱えている問題はすべてが対象となる。対象を子育てに限定させるならば、親は虐待と向き合うことが困難になる。家族の抱えている問題は、さまざまな形で結びついている。部分的な問題解決は、根本的な解決にはならない。しかしながら、それだけでは虐待ケース対応としては十分とはいえないであろう。施設全体が「場」の力を持たなければならぬ。「場」が人に対して抑圧的に働くならば、集団の否定的な力が働き、個人の主体性を殺してしまう。しかし、「場」の持つ力が人に支持的に働く場合、人に安心感とゆとりを与える。共に場を過ごすものの同志の交流が生まれ、自閉されていた活動性に適度な刺激を与え、主体的な行動が回復する。施設の全職員がその職種を活かして、違う関係性の中で親を歓迎する。例えば、笑顔で挨拶してもらえる、ちょっとした心遣いが行き届いている、過去の間違いを責められない、親自身が過ごせる居場所がある、という「場」としての力を児童養護施設が持たなければならないということである。

そういう意味で、児童養護施設の目指す方向性として4つの提言を行って結論としたい。

- ①施設が利用者にとっての実家のような存在になろう。実家であれば、利用者は、遠慮も気兼ねもなく利用できるであろう。
- ②援助者が何かを与えるのではなく、利用者が持っている力を引き出せる関わりをしよう。私たちが用意するのは、その人が持っている「良い部分」を発揮できるような環境を準備する事ではなかろうか。
- ③利用者の良い部分を見つけられるワーカーになろう。悪いところを治すより、良いところを伸ばすほうが効果的である。
- ④専門機関の力を、どんどん借りられる、甘え上手な施設になろう。保護者の抱えている問題を、施設だけの力で解決するのは不可能。いろいろな社会資源を活用しながら、専門機関の力を借りて、保護者と一緒に問題解決図ることは重要である。

参考資料

- ・被虐待児家庭復帰のための指導マニュアル
(愛知県被虐待児家庭復帰援助事業調査研究委員会報告書 平成15年2月発行)
- ・児童虐待：子どもの虐待—なぜ？—西澤哲
(国際社会福祉情報第25号 5頁～15頁)
- ・社会保障審議会児童部会(平成15年6月)
「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書
- ・社会保障審議会児童部会(平成15年10月)「社会的養護のあり方に関する専門委員会」
報告書
- ・芝野松次郎著「子ども虐待ケース・マネジメント・マニュアル」(有斐閣)
- ・「厚生省 子ども虐待対応の手引き」(日本子ども家庭総合研究所編, 有斐閣,
2001年発行)
- ・平安養育院養育システム
(児童養護施設平安養育院, 平成12年作成)

(本学助教授 児童福祉学)

〈キーワード〉 虐待, 児童養護施設, 家族支援